

## 福島市移住希望者宿泊費補助事業 実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福島市への移住を希望し、またはその準備のために福島市へ来訪した者で、福島県で実施する「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」による補助金を交付された者に対し、本要綱により定める補助金を上乗せして交付することで、より多くの移住希望者が実際に本市を訪問し、官公庁や民間企業等との面談及び体験等を通じて理解を深める機会を創出し、関係人口の拡大や本市への移住の促進に寄与するため、福島市移住希望者宿泊費補助事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、移住希望者とは、福島市内への移住（二地域居住を含む。）を希望又は検討している個人で、福島県外に居住している者をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、福島市に移住することを希望若しくは準備のために福島市を訪問する20歳以上の個人で、次の全てに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 福島県で実施する「ふくしま移住希望者支援交通費補助金」についてふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱第7条に基づき、補助金交付決定通知書（様式第3号）の交付を受けた者。
- (2) 当該年度において本要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。

### (対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、福島市内の宿泊施設において宿泊した経費（付帯施設の利用料金等は除く。）とする。

### (補助金の額)

第5条 市が交付する補助金の額は、対象経費の1/2に補助対象者数を乗じて算出された金額若しくは、5,000円に補助対象者数を乗じて算出された金額のいずれか低い額とする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、福島市移住希望者宿泊費補助金交付申請書兼完了実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱第7条に規定されている、補助金交付決定通知書（第3号様式）の写し
- (2) 対象経費がわかる領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る補助金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、規則第7条第1項の規定に基づき、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第6条の交付申請は、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 市は、第7条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を交付するものとする。

2 補助対象者が前項の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第3号様式）によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき。
- 2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、交付決定取消通知書（第4号様式）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に基づく取消しを行った場合には、規則第19条の規定に基づき、返還の期限を定めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 2月 1日から施行する。